

議案第五十三号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則案

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六十八号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の利用及び同条第八項に規定する特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一の教育委員会規則で定める事務)

第二条 条例別表第一の三の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第一の四の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第三の教育委員会規則で定める情報)

第三条 条例別表第三の教育委員会規則で定める情報は、次のとおりとする。

一 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条の経費の支弁に関する情報

二 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の実施に関する情報

#### 附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十四日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

#### 理 由

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六十八号）の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に必要事項を定める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則案要綱

1 制定理由

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年秋田県条例第68号）の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要がある。

2 内容

- (1) 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）別表第1において教育委員会規則で定めることとしている、個人番号を利用することができる事務を定めることとする。（第2条関係）
- (2) 条例別表第3において教育委員会規則で定めることとしている、知事の求めに応じて提供できる特定個人情報の範囲を定めることとする。（第3条関係）

3 施行期日

この規則は、平成28年1月1日から施行することとする。

## 議案第53号参考資料

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則について

### 1 規則制定の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）では、個人番号（いわゆるマイナンバー）の利用や個人番号から検索できる個人情報（特定個人情報）の提供について厳しく制限されているが、条例で定めることにより、自治体においても個人番号の利用（以下、「独自利用」という。）や、特定個人情報の提供を行うことができるとされている。

秋田県でも、個人番号の独自利用及び特定個人情報の提供を可能とし、行政の効率化や住民サービスを向上するために、12月議会において条例を制定したところである。

今回の規則案は、条例の施行に伴い、個人番号の利用及び、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものである。

### 2 規則制定により可能になること

#### (1) 個人番号の独自利用

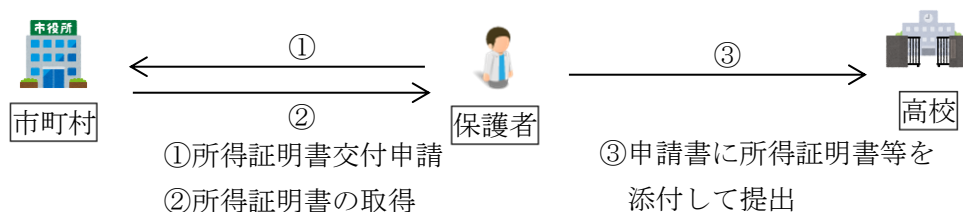
条例において定められている次の3事務については、独自利用することができ、事務の詳細については、条例で「教育委員会規則で定めるもの」とされている。

#### 【条例で利用できるとされている事務】

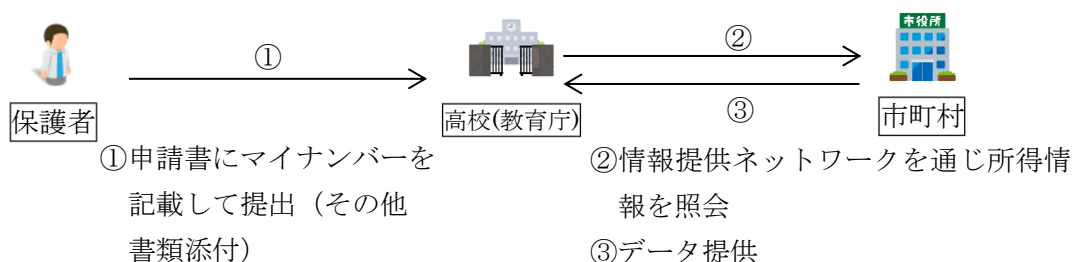
- ・ 高校生等奨学給付金
- ・ 特別支援学校就学奨励費
- ・ 県立中学校における就学援助

例：高校生等奨学給付金

#### 【現状】



#### 【条例制定後】



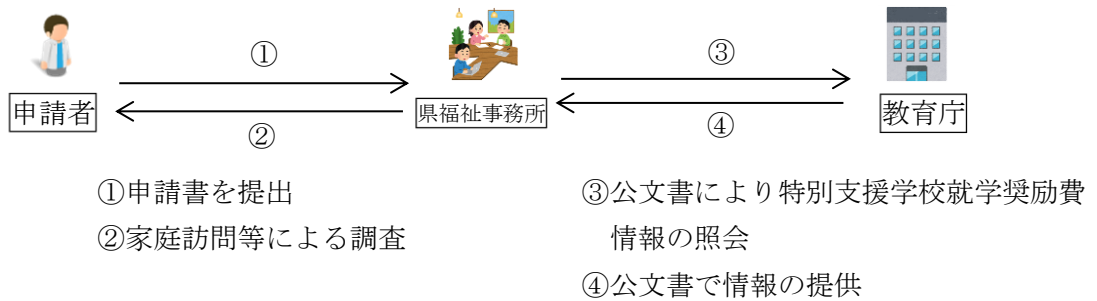
## (2) 同一地方公共団体内の他の執行機関への特定個人情報の提供

県条例で規定されている(1) 独自利用事務 を処理する知事部局に対し、特定個人情報を提供できるようにする。



例：生活に困窮する外国人に対する保護のための措置に関する事務の例（第4条1項関係）

### 【現状】



### 【条例制定後】

